

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表1を横線のとおり改める。

別表1

担保の種類および担保価格

1. 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。）

(1) }
§ } 略（不変）
(5) }

1-2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの	時価の99%
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	時価の99%
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の98%
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の98%

1-2-3. 分離元本振替国債および分離利息振替国債

(1) }
§ } 略（不変）
(4) }

1-3.4. 物価連動国債

(1) }
§ } 略(不変)
(4) }

2. }
§ } 略(不変)
14. }

1.5. 企業に対する証券貸付債権

(1) 略(不変)
(2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 9-2.91%
(3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 8-5.80%
(4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 7-5.70%
(5) 略(不変)

1.6. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する
証券貸付債権

(1) 略(不変)
(2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 9-4.93%
(3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 9-0.85%
(4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 8-0.75%
(5) 略(不変)

1.7. 預金保険機構に対する政府保証付証券貸付
債権

(1) 略(不変)
(2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 9-4.93%
(3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 9-0.85%
(4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 8-0.75%
(5) 略(不変)

18. 株式会社産業再生機構に対する政府保証付

証書貸付債権

- (1) 略(不変)
- (2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の $\frac{9-4.93}{100}$ %
- (3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の $\frac{9-0.85}{100}$ %
- (4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の $\frac{8-0.75}{100}$ %
- (5) 略(不変)

19. 銀行等保有株式取得機構に対する政府保証

付証書貸付債権

- (1) 略(不変)
- (2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の $\frac{9-4.93}{100}$ %
- (3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の $\frac{9-0.85}{100}$ %
- (4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の $\frac{8-0.75}{100}$ %
- (5) 略(不変)

(特則)

- 略(不変)

別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含む）	普通国債であること（個人向け国債を除く。）。
政府短期証券	略（不変）
§	
銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権	

（附則）

この一部改正は、平成18年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。